

三島市ホームページリニューアル業務 プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

この要領は、「三島市ホームページリニューアル業務」（以下「本業務」という。）の実施にあたり、各提案事業者の業務遂行に関しての知見、技術、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を優先交渉権者として選定する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 三島市ホームページリニューアル業務
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額 39,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 提案者要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがあった者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 提案募集に係る公告の日から契約候補者の選定の日までの期間に、三島市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成4年三島市告示第127号）第2条第1項に規定する入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (4) 次の①から⑦に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - ② 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ③ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - ⑤ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の

購入契約その他の契約を締結している者

(5) 三島市への競争入札参加申込資格がない事業者が申し込みをする場合は、参加申込の際、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- ① 履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し)発行後3カ月以内のもの(法人の場合に限る)
- ② 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本の写し)発行後3カ月以内のもの(個人で商号を用いる場合に限る)
- ③ 身分証明書 本籍地の市区町村長が発行するもので、発行後3カ月以内のもの(個人で商号を用いないで営業している場合に限る)
- ④ 財務諸表 貸借対照表および損益計算書(直前決算のものに限る)
- ⑤ 法人事業税の納税証明書 発行後3カ月以内のもの(法人の場合に限る)
- ⑥ 納税証明書その3の3(法人税および消費税および地方消費税)発行後3カ月以内のもの(法人の場合に限る)
- ⑦ 納税証明書その1(申告所得税)発行後3カ月以内のもの(個人の場合に限る)
- ⑧ 納税証明書その1(消費税および地方消費税)発行後3カ月以内のもの(個人の場合に限る)

※⑤から⑧までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る

(6) 過去5年以内に構築している地方公共団体の公式ホームページについて、サイト全体がJIS X 8314-3:2016の「適合レベルAA」準拠を目標とした事業を受託・履行した実績が5件以上あること。

(7) 地方公共団体向けのCMS導入を含む公式ホームページの構築業務の元請けとして履行し、現在も保守・運営支援業務を継続して契約している実績が10件以上あること。

4 実施要領等の配布

(1) 配布期間：令和7年2月7日(金)～令和7年2月28日(金)

(2) 配布方法：三島市ホームページに掲載

※窓口、郵送、電子メール等での配布は行わない。

5 質疑・回答

(1) 受付期間：令和7年2月7日(金)～令和7年2月14日(金)午後5時必着

(2) 質疑方法：電子メールにより、下記6に提出すること

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること

- ① 件名は「三島市ホームページリニューアル業務に関する質問」とすること
- ② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、及び電子メールアドレスを記載すること
- ③ 質問内容を端的に表す表題も本文に記載すること

(4) 回答日時：令和7年2月19日(水)

(5) 回答方法：質問への回答は三島市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

6 担当部署及び問い合わせ先

〒411-8666 三島市北田町4番47号
三島市企画戦略部広報広聴課広報係
電話番号 055-983-2620
E-mail kouhou@city.mishima.shizuoka.jp

7 応募書類

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数については下表のとおりとする。

No.	提出書類の名称	様式	提出部数
①	提案意向申出書	様式第1号	正1部
②	プロポーザル誓約書	様式第1-2号	正1部
③	上記②の添付書類 ※「三島市への競争入札参加申込資格なし」の場合のみ提出	上記3(5)のうち 該当する書類	各1部
④	プロポーザル提案書	様式第5号	正1部、副本9部
⑤	企画提案書	自由様式 (A4判30ページ以内)	正1部、副本9部
⑥	企画提案概要	様式第5-2号	正1部、副本9部
⑦	CMS機能要件一覧	様式第5-3号	正1部、副本9部
⑧	データセンター要件一覧	様式第5-4号	正1部、副本9部
⑨	会社概要書	様式第5-5号	正1部、副本9部
⑩	同種業務実績表	様式第5-6号	正1部、副本9部
⑪	価格提案書(見積書)	様式第5-7号	正1部、副本9部

《留意事項》

⑪価格提案書について、本業務に係る費用の内訳を記載すること。また、本業務の見積に加えて令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に本業務で構築したシステムを本市が使用するとした場合の費用(システムの使用料)の見積も記載すること。

(2) 企画提案書の作成方法

- ①現行ホームページの課題を踏まえた提案、デザイン案及びデザインの考え方、CMSの特徴、アクセシビリティ対応方法、導入スケジュール、保守・運営支援体制など、企画提案仕様書及び評価基準の内容を踏まえて作成すること
- ②トップページ・詳細ページ等のデザイン案は、可能な限り、ワイヤーフレームではなく実際のコンテンツ配置や彩色を施したビジュアルデザイン(モックアップ)として提出すること
- ③独自の提案を含めた提案全体の概要や特徴をまとめたページを先頭部分に盛り込むこと
- ④ページ付番した上でA4判30ページ以内にまとめること
- ⑤真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと

- (3) 上記(1)①～③、⑨、⑩に記載する書類の提出期限、提出場所及び提出方法
- (ア) 提出期限：令和7年2月28日(金)午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする
 - (イ) 提出場所：上記6に同じ。
 - (ウ) 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(追跡可能なもの)
- (4) 上記(1)④～⑧、⑪に記載する書類の提出期限、提出場所及び提出方法
- (ア) 提出期限：令和7年3月7日(金)午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする
 - (イ) 提出場所：上記6に同じ。
 - (ウ) 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(追跡可能なもの)
- (5) 提出された応募書類の取扱い
- ① 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、三島市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ③ 提出された応募書類は返却しない。
 - ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり、ユーザビリティ、デザイン、次年度以降の保守・運用費の3項目について重点的に評価する。

(2) 一次審査

5者を超える提案があった場合には、別紙「評価基準」に基づき提出書類による一次審査を行う。一次審査の上位5者を一次審査通過者としてプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を行う。一次審査の結果は令和7年3月19日(水)までに提案者全員に電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施(二次審査)

応募書類(プロポーザル提案書等)についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①実施日時 令和7年3月28日(金)(詳細は別途通知する。)

②実施場所 三島市役所

③実施方法

原則として、対面によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

④実施内容

事前に提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。下記の項目をプレゼンテーション内容に含めること。

- ア 現行ホームページの課題解決、デザイン、使い勝手、CMS機能特徴、データ移行など別紙「評価基準」No.2～10に沿った項目を含めた説明
- イ 企画提案仕様書で定めるもの以外で提案する内容の説明
- ウ 将来的に導入が可能と見込まれる機能の説明

⑤留意事項

- ・準備時間を除き、説明時間は20分、質疑応答10分程度を予定している。
- ・説明の際には、パソコン（パワーポイント等）等の使用を認める。
- ・プロジェクター（HDMI端子付き）については事務局で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。ケーブル・コネクタ類が必要と思われる場合は各自で用意すること。
- ・出席者は1提案者につき、予定技術者1名を含む3名以内とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。

(3) 二次審査の評価方法

応募書類（プロポーザル提案書等）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。

(4) 契約候補者の選定方法

- ア 審査の合計点で最高得点を付けた委員の人数が最も多い者を、契約の相手方の第1順位候補者として選定し、最高得点を付けた委員の人数が2番目に多い者を第2順位候補者とする。
- イ 第1順位候補者とした委員が最も多い者が複数の場合は、当該複数の提案者のうち、各審査委員の『各提案者の点数』の総和（ただし、各審査委員の上位1名、下位1名の点数を削除した総和）が最も高い提案者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、提案書の提出をすることができないものとする。既に提案書の提出をしているときは、これを提出していないものとみなす。

- ア 提案者要件を欠くに至ったと市長が認めるとき
- イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反したとき
- エ 価格提案書の金額（本事業に係る部分のみ）が2（4）の提案限度額を超えるとき
- オ その他評価に影響を与える不正又は不誠実な行為があったと市長が認めるとき

9 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールで通知する。また、選定結果通知日翌開庁日に、下記項目において三島市ホームページにおいて公表するとともに、事業担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 随意契約の名称及び内容
- (2) 契約候補者の名称及び選定理由
- (3) 評価の結果（提案者の名称及び総合点）

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と三島市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。なお、協議内容には本業務終了後のシステム使用に係る経費を含み、その経費が当市の想定を著しく超える場合には調整を依頼する場合がある。協議が調わない場合には、第2順位者を契約候補者とする。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、三島市契約規則第33条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、業務完了後の一括払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、第2順位者を契約候補者とする。

11 その他

- (1) 提案意向申出書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) プロポーザル提案書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) プロポーザル提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提案者自ら提案内容を公表又は宣伝しないこと。